

京都大学博士後期課程特別進学支援制度取扱要領

平成29年3月17日 学生担当理事裁定

(目的)

第1条 この要領は、将来の卓越した研究者候補として優れた資質・能力を有する学生が経済的理由により博士後期課程への進学を断念することが無いよう、進学前から奨学金の給付を保証するための制度「京都大学博士後期課程特別進学支援制度」（以下「本制度」という。）に関する基本事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(奨学金の給付に関する条件等)

第2条 奨学金は給付型とし、給付額は、月額12万円とする。

- 2 給付期間は、原則として博士後期課程の第1年次（一貫制博士課程においては、これに相当する年次）の1年間とする。
- 3 第2年次以降について、当該学生が所属する研究科等が財源を負担して給付することは妨げない。
- 4 日本学術振興会特別研究員に採用された場合は、奨学金は支給しない。ただし、その他の奨学金との併給は可能とする。
- 5 奨学金は、奨学生が指定する銀行口座へ半期毎に振り込む。

(奨学生の選考)

第3条 奨学生は、次項に掲げる各研究科等の推薦枠の範囲内で、次条に定める推薦基準を満たす者を研究科等の長が推薦し、学生生活委員会の議を経て、総長が決定する。

- 2 各研究科等の推薦枠は、奨学生採用者総数を各研究科等の博士後期課程に係る入学定員で案分した数とする。ただし、推薦枠は推薦の上限数であり、本制度の趣旨に相応しい適格者のみを推薦することとし、適格者に該当がない場合には、推薦を行ってはならない。
- 3 奨学生の推薦にあたっては、研究科等の長は、推薦する学生の推薦書を作成し、総長に提出する。

(奨学生の推薦基準)

第4条 奨学生の推薦基準は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本学の修士課程第2年次に在籍し、博士後期課程に進学を予定する者
- (2) 将来の卓越した研究者候補として極めて優れた資質・能力を有する者
- (3) 経済的理由により進学が困難であると認められる者（授業料免除の家計基準（修士課程）に準拠）
- (4) 日本学術振興会特別研究員の申請を行う者
- (5) 推薦時に在籍する課程において、京都大学通則第53条又は第53条の15において準用する同通則第32条第1項の規定による懲戒処分を受けていない者

(奨学生の義務)

第5条 奨学生の義務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日本学術振興会特別研究員の申請を行うこと
- (2) 休学、退学等の異動があった場合、速やかに総長に届け出ること

(休学の場合の取扱い)

第6条 奨学生が休学したときは、奨学金の支給を休止する。ただし、休学の理由によってはこの限りではない。

(受給資格の喪失)

第7条 次の各号に該当する場合は、受給資格を失う。

- (1) 採用年度の翌年度に本学の博士後期課程へ進学しなかった場合
- (2) 退学等により学籍を失った場合
- (3) 京都大学通則第53条又は第53条の15において準用する同通則第32条第1項の規定による懲戒処分を受けた場合
- (4) その他奨学生として不適當であると認められる場合

(奨学金の返納)

第8条 提出書類における虚偽の記載や本要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

(運営)

第9条 奨学生の採用、奨学金の支給に関する事務は、教育推進・学生支援部学生課が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は学生生活委員会の議を経て学生担当の理事が定める。

附 則

この要領は、平成29年3月17日から施行する。